

(1)–3 W1–10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- W1–10に関しては、審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について、審査項目に追加する。

※仮に、審査対象期間外に加点要件を満たしている場合であっても、加点評価は実施しない

- 当該項目追加に合わせて、P点に占めるW点のウェイトが大きくなるため、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数を以下のように変更することとする。

現行	施行日(令和5年1月)以降 ※WLBに関する取組(最大5点)が審査項目に追加	CCUSの導入状況の審査項目追加後 ※CCUS導入に関する取組(最大15点)が審査項目に追加
$\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.32%)	$\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.59%)	$\frac{1,750}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.40%) <small>※現行を維持した場合のウェイト: 15.44%</small>

係数変更による影響例

	2023/3期	係数の変更	2024/3期
W点の合計値	100	$\times \frac{1900}{200}$ $\times 0.15$	100
(W)	950		875
(P)への換算値	142.5		131.25

- W点の変更がなかった場合を仮定 (W点各項目合計100点)

- 新設されるW1-⑨、⑩による加点がなかった場合には、P点は、約11.25点下がることとなる。

参考 現行のP点(総合点)への換算式

$$(W) = W\text{点項目ごとの合計点数} \times \text{係数} \frac{1900}{200}$$

$$(P) = (X1) \times 0.25 + (X2) \times 0.15 + (Y) \times 0.20 + (Z) \times 0.25 + (W) \times 0.15$$